

神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小製造業のカーボンニュートラルの実現に向けた取組を支援するため、神奈川県スマートファクトリー促進事業で採択された県内中小製造業者が、同事業内で提案されたエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）を導入するために要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 県内中小製造業者

県内に工場又は事務所その他の事業場（以下、「工場等」という。）を有する事業者のうち、会社法第2条第1項1号に定める会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条第1項並びに第3条第1項及び第2項に定める特例有限会社であって、その主たる事業が日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）に掲げる「大分類E－製造業」に属し、かつ中小企業基本法第2条第1項第1号の製造業に該当する中小企業者をいう。

(2) 神奈川県スマートファクトリー促進事業

神奈川県が実施する「神奈川県スマートファクトリー促進事業」をいう。

(3) エネルギーマネジメントシステム（EMS）

設備機器等の稼働状況を常時感知するセンサーや工場等内の使用エネルギーをコントロールするための自動制御機器及び制御盤等により、設備機器を監視、把握、管理するためのシステムをいう。また、工場等の生産予測に基づいて設備機器の制御を行うシステムをいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業は、神奈川県スマートファクトリー促進事業に採択された年度中に、県内中小製造業者が有する県内の工場等において、最適なエネルギー利用を実現し、エネルギー起源二酸化炭素排出量（以下「排出量」という。）削減に寄与することを目的として、EMSを導入する事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 1つ以上の県内の工場にEMSを導入すること。

(2) 規則第3条に規定する補助金の交付の申請の際、現に補助事業に着手していないこと。

(3) 事業の実施に係る発注先並びに契約先の事業者及び施工を行う事業者が県内に本社又は支店等の事業所を有する者であること。ただし、県内に発注又は施工できる事業者がない場合は、この限りでない。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業の実施者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

2 補助事業者は、補助事業の経費に関して、この要綱で定める補助金以外の補助金（県内市町村が交付する補助金を除く。）を受給してはならない。

また、県内市町村が交付する補助金と併用する場合は、補助事業に係る補助金の合計額が、補助事業の経費を上回ってはならない。

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、規則第6条に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 規則第16条から第16条の4の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象とする経費は、別表1に掲げる経費のうち、補助事業を実施するために明ら

かに必要と認められる経費であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 最適なエネルギー利用を実現し、排出量削減に寄与するという目的と関係がない機能等の追加に係る経費でないこと。
 - (2) 予備又は将来用のものに要する経費でないこと。
 - (3) 中古設備の導入に係る経費でないこと。
 - (4) 土地の取得に係る経費でないこと。
 - (5) 賃借料でないこと。
 - (6) 建屋の新築、増改築等に係る経費でないこと。
 - (7) リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備及び複数の事業者で共同購入する設備に係る経費でないこと。
 - (8) その他知事が別に定めるものでないこと。
- 2 前項の経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、補助事業者が自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社若しくは子会社、同条第 5 項に規定する関連会社若しくは同条第 8 項に規定する関係会社から設備等を調達し、補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、知事が別に定める方法により利益等排除を行うものとする。

（補助金の額の算出方法）

- 第 7 条 交付を受けようとする補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額と 900 万円のうち、いずれか低い方とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

- 第 8 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表 2 に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（決定の通知等）

- 第 9 条 交付決定の通知は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により行うものとする。
- 2 知事は、規則第 4 条第 1 項に規定する審査により、補助金の不交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びその理由を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

- 第 10 条 規則第 7 条第 1 項に規定する「知事が別に定める期日」は、前条第 1 項の交付決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日までとする。

(補助事業の実施)

第 11 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項の交付決定の通知受理後に速やかに補助事業に着手しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請)

第 12 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の目的の範囲内での設備の仕様等の変更
- (2) 補助対象経費の増減が 20%未満の変更
- (3) 補助事業の目的に関係がない事業計画の細部を変更するとき

- 2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更交付申請書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査したうえで、変更が適当であると認めるときは、神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更交付決定通知書（第 5 号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更交付不承認通知書（第 6 号様式）により補助事業者に通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第 9 条第 1 項の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 4 第 10 条の規定は、前項の変更の交付決定の通知について準用する。この場合において、同条中「前条第 1 項の交付決定の通知」とあるのは、「第 12 条第 3 項の変更の交付決定の通知」と読み替えるものとする。

(廃止の申請)

第 13 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に基づく知事の承認を得ようとする場合は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金廃止承認申請書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査したうえで、廃止が適当であると認めるときは、神奈川県スマートファクトリー促進補助金廃止承認通知書（第 8 号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県スマートファクトリー促進補助金廃止不承認通知書（第 9 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(変更の届出)

第 14 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更届出書（第 10 号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

い。

- (1) 会社名称及び代表者氏名を変更したとき。
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

(状況報告及び調査)

第 15 条 知事は、補助事業の遂行状況について、必要と認められるときは補助事業者に対して交付決定を受けた補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴取、工場等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(実績報告)

第 16 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金実績報告書（第 11 号様式）に別表 3 に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 21 日を経過した日又は交付決定を受けた年度の 2 月 10 日のいずれか早い期日までに、行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して交付決定を受けた補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の徴取、工場等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第 17 条 知事は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 9 条第 1 項の規定により通知した交付決定額（ただし、第 12 条第 3 項の規定により補助金の額の変更を承認して通知した場合にあっては、当該変更交付決定額とする。）と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付額確定通知書（第 12 号様式）により補助事業者に通知するものとする。ただし、第 9 条第 1 項又は第 12 条第 3 項の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(事業効果の把握)

第 18 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 3 年間、神奈川県スマートファクトリー促進補助金導入効果報告書（第 13 号様式）を、毎会計年度が終了する月の翌月の末日までに、知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 規則第 17 条ただし書きに規定する「知事が別に定める期間」は、補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間が、10 年未満のものにあつてはその期間。以下「財産処分制限期間」という。）とする。

- 2 規則第 17 条第 2 号及び第 3 号に規定する「知事が定めるもの」は、補助事業により取得した設備、機械器具、備品等とする。
- 3 補助事業者は、第 1 項の期間内において規則第 17 条に規定する知事の承認を得ようとするときは、神奈川県スマートファクトリー促進補助金財産処分等承認申請書（第 14 号様式）により知事に申請するものとする。
- 4 知事は、前項の申請があつた場合において、その内容を審査したうえで、処分等が適当であると認められた時は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金財産処分等承認通知書（第 15 号様式）により、処分等が適当であると認めなかったときは、神奈川県スマートファクトリー促進補助金財産処分等不承認通知書（第 16 号様式）により補助事業者に通知する。
- 5 知事は、前項の規定により処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 6 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第 20 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、前条第 1 項に規定する財産処分制限期間が経過するまで、保存しなければならない。
- 3 補助事業者が前条第 1 項に規定する財産処分制限期間が経過しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(補助事業の検証等)

第 21 条 知事は、第 19 条第 1 項に規定する財産処分制限期間において、必要に応じて補助事業者に対して交付決定を受けた補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴取、工場等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助事業の公表)

第 22 条 知事は、補助事業の内容や効果等を公表することができる。

(補助事業者の努力義務)

第 23 条 補助事業者は、神奈川県スマートファクトリー促進事業で提案を受けた EMS の運用に係

る改善対策の実施に努めなければならない。ただし、運用に係る改善対策の提案を受けていない場合はこの限りでない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

別表1 補助対象経費（第6条関係）

区分	内容
設計費	補助事業の実施に必要な設計に要する経費
設備費	補助事業の実施に必要な設備機器・ソフトウェア等の購入や製造等に要する経費
工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費
調整費	補助事業の実施に必要なシステム調整に要する経費

別表2 交付申請時に必要な書類（第8条関係）

番号	書類の種類
1	交付申請書（第1号様式）
2	事業計画書（第1号様式別紙様式1）
3	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙様式2）
4	原油換算エネルギー使用量の算定資料
5	現況写真
6	補助事業に係る見積書の写し（原則2社以上、発行3か月以内のもの）
7	導入設備等の設計書及び仕様書、カタログ
8	図面（全体配置図、導入設備据付図等）
9	神奈川県スマートファクトリー促進事業の採択通知の写し
10	登記事項証明書の写し（3か月以内のもの）
11	県税の納税証明書の写し（3か月以内のもの）
12	その他知事が必要と認めるもの

別表3 実績報告時に必要な書類（第16条関係）

番号	書類の種類
1	実績報告書（第11号様式）
2	事業報告書（第11号様式別紙様式1）
3	補助事業の実施状況が確認できる写真
4	補助事業に係る契約書又は発注書及び請書の写し
5	補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
6	補助金振込先の通帳等（写し）
7	その他知事が必要と認めるもの

第1号様式（第8条関係）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者
住 所

会社名

代表者 職・氏名

神奈川県スマートファクトリー促進補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、別紙様式1の「8 誓約事項」について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙様式2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

事業計画書のとおり

3 交付申請額（千円未満切捨て）

円

（添付書類）

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙様式1）
- (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙様式2）
- (3) 原油換算エネルギー使用量の算定資料
- (4) 現況写真
- (5) 補助事業に係る見積書の写し（原則2社以上、発行3か月以内のもの）
- (6) 導入設備等の設計書及び仕様書、カタログ
- (7) 図面（全体配置図、導入設備据付図等）
- (8) 神奈川県スマートファクトリー促進事業の採択通知の写し
- (9) 登記事項証明書の写し（3か月以内のもの）
- (10) 県税の納税証明書写し（3か月以内のもの）
- (11) その他知事が必要と認めるもの

事業計画書

1 申請者の概要

会社の名称		
代表者役職・氏名		
所在地・住所		
業種（産業分類：中分類）		
県内における前年度の 原油換算エネルギー使用量		kl/年
県内における前年度の エネルギー起源CO ₂ 排出量		tCO ₂ /年
前年度末の自動車の所有台数 (県内に使用の本拠を有するもの)		台
申請に係る 責任者	部署名	
	役職	
	氏名	
	電話番号	— — (内線)
申請に係る 担当者	部署名	
	氏名	
	電話番号	— — (内線)
	FAX番号	— —
	メールアドレス	@

2 事業の概要

※補助対象工場等が複数ある場合は、このシートをコピーしてください。

補助対象 事業所	名称	
	所在地	
	前年度の原油換算 エネルギー使用量	kl/年
	前年度のエネルギー 起源CO ₂ 排出量	tCO ₂ /年
神奈川県スマートファクト リー促進事業 採択通知日		年 月 日
工事施工者（予定）※複数記載可		
事業名		
事業開始予定年月日		年 月 日
事業完了予定年月日		年 月 日
事業に要する費用		円（税抜）
うち補助対象経費		円（税抜）
補助金交付申請額		円（税抜）

3 事業実施スケジュール

項目	年月	年												備考 (日付等を記載)	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 発注・契約															発注・契約予定日:
2 設計															設計期間: 月 日～ 月 日
3 工事															工事期間: 月 日～ 月 日
4 完了															

(次頁に続く)

4 EMS導入による改善の概要

No.	EMSによる 管理対象設備	改善内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

5 EMSの法定耐用年数（空欄に必要事項を記入）

No.	対象設備	設備の種類	細目	法定 耐用年数	財産処分 制限期間
1				年	年
2				年	年
3				年	年
4				年	年
5				年	年
6				年	年
7				年	年
8				年	年
9				年	年
10				年	年

※「設備の種類」は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1～6の「種類」等の欄を、「細目」は同表「細目」欄を、「法定耐用年数」は同表「耐用年数」欄をそれぞれ参照して記載してください。

(次頁に続く)

6 収支計画

(1) 支出の部

区分	予算額 (税抜)	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計(①)	円	②と一致

<経費の内訳>

大分類	費目	事業に要する 費用 (税抜)	左記のうち補助 対象経費 (税抜)	備考
	内訳			
設計費 (a)		円	円	
設備費 (b)		円	円	
工事費 (c)		円	円	
調整費 (d)		円	円	
合計 (A=a+b+c+d)		円	円	見積書の合計額 (税抜) と一致
消費税及び地方消費税 (B)		円		A×10%、1円未満 切捨て
総計 (A+B)		円		見積書の合計額 (税込) と一致
補助金交付申請額			円	

※金額は、全て税抜きで記入してください。

※費目の内訳がある場合は、内訳の内容が分かる資料を別途を添付してください。

※「出精値引き」「端数值引き」など、内訳が明確ではない値引きについては、
すべて対象経費から差し引くこと。

※補助金交付申請額は、補助対象経費 (税抜) 合計の1/3以内の額 (1,000円未満切捨て) 又は
900万円のいずれか低い金額となります。

(2) 収入の部

区分	予算額 (税抜)	備考
自己資金	円	
借入金	円	
県補助金	円	補助金交付申請額
その他	円	
合計(②)	円	①と一致

(次頁に続く)

7 運用対策による改善（任意記載）

神奈川県スマートファクトリー促進事業で提案を受けたEMSの運用対策について、今後、取り組む予定があれば記載してください。ただし、運用対策に係る費用は、補助対象外となります。

※補助金交付要綱第23条において、補助事業者は、神奈川県スマートファクトリー促進事業で提案を受けたEMSの運用に係る改善対策の実施に努めなければならない（運用に係る改善対策の提案を受けていない場合を除く。）こととしていますので、この機に、積極的に運用対策も実施してください。

No.	改善内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

8 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 租税（県税を除く。）を滞納していないこと。
- (7) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助事業の経費に関して、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱で定める補助金以外の一切の補助金（県内市町村が交付する補助金を除く。）を受給していないこと。

神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県スマートファクトリー促進補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県スマートファクトリー促進補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合であって、次のア、イのいずれかに該当する場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
イ 補助対象経費が20%以上増減するとき。
- (3) 補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

- (6) この補助金は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金実績報告書（第 11 号様式）に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (7) その他、規則及び神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。
- 3 この補助金に係る実績報告は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金実績報告書（第 11 号様式）に次の書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して 21 日を経過した日又は交付決定を受けた年度の 2 月 10 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければなりません。
- (1) 事業報告書（第 11 号様式別紙様式 1）
 - (2) 補助事業の実施状況が確認できる写真
 - (3) 補助事業に係る契約書又は発注書及び請書の写し
 - (4) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
 - (5) 補助金振込先の通帳等（写し）
 - (6) その他知事が必要と認めるもの
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、要綱第 19 条第 1 項に規定する財産処分制限期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。
- 5 規則第 17 条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。
- 6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を要綱第 19 条第 1 項に規定する財産処分制限期間が経過するまで保管しなければなりません。また、当該期間が経過しない間に法人その他の団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 7 次のいずれかに該当する場合は、速やかに神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更届出書（第 10 号様式）により、その旨を知事に届け出なければなりません。
- (1) 会社名称及び代表者氏名を変更したとき。
 - (2) 住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- 8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

第3号様式（第9条関係）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県スマートファクトリー促進補助金の交付については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

（交付しない理由）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者 住 所
会社名
代表者 職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県スマートファクトリー促進補助金に係る事業について、次のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額（千円未満切捨て）

変更前 円 変更後 円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		
経 費		

3 変更の理由

（ 責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先 ）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県スマートファクトリー促進補助金の交付の変更については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円
既決定額 円
今回変更交付決定額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の変更交付の対象となる補助事業の内容及び経費は、年 月 日付けで申請のありました神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更交付申請書に記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付決定通知書のとおりとします。

第6号様式（第12条関係）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更交付不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県スマートファクトリー促進補助金の交付の変更については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

（承認しない理由）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者 住 所
会社名
代表者 職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県スマートファクトリー促進補助金に係る事業について、次のとおり廃止したいので申請します。

1 廃止の内容

2 廃止の理由

〔	責任者氏名	連絡先	〕
	担当者氏名	連絡先	

第8号様式（第13条関係）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金廃止承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県スマートファクトリー促進補助金に係る事業の廃止については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

神奈川県スマートファクトリー促進補助金廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました神奈川県スマートファクトリー促進補助金に係る事業の廃止については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

（承認しない理由）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金変更届出書

年 月 日

神奈川県知事 様

届出者 住 所

会社名

代表者 職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県スマートファクトリー促進補助金に係る事業について、次のとおり変更したので届け出ます。

1 変更の内容

	変更前	変更後
(1)会社名称及び 代表者氏名		
(2)住所又は主たる 事務所の所在地		

2 変更の理由

備考：変更内容が分かる書類を添付してください。

責任者氏名
担当者氏名

連絡先
連絡先

第11号様式（第16条関係）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 様

報告者

住所

会社名

代表者 職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県スマートファクトリー促進補助金に係る補助事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

(添付書類)

- (1) 事業報告書（第11号様式別紙様式1）
- (2) 補助事業の実施状況が確認できる写真
- (3) 補助事業に係る契約書又は発注書及び請書の写し
- (4) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
- (5) 補助金振込先の通帳等（写し）
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(補助金振込先)

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	
口座番号	

事業報告書

1 申請者の概要

会社の名称		
代表者役職・氏名		
所在地・住所		
報告に係る責任者	部署名	
	役職	
	氏名	
	電話番号	— — (内線)
報告に係る担当者	部署名	
	氏名	
	電話番号	— — (内線)
	F A X 番号	— —
	メールアドレス	@

2 事業の概要

※補助対象工場等が複数ある場合は、このシートをコピーしてください。

補助対象事業所	名称	
	所在地	
工事施工者※複数記載可		
事業名		
事業着手年月日		年 月 日
事業完了年月日		年 月 日 (※)
補助金交付決定額		円 (税抜)
事業に要した費用		円 (税抜)
うち補助対象経費		円 (税抜)
補助金所要額 (精算額)		円 (税抜)
他の補助金等の利用		

※事業完了年月日については、設置工事完了日又は補助事業者における支出義務額 (設置に要する経費の金額) の支払日のいずれか遅い日を記載してください。

(次頁に続く)

3 EMS導入による改善の概要

No.	改善内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

(次頁に続く)

4 収支決算

(1) 支出の部

区分	決算額 (税抜)	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計(①)	円	②と一致

<経費の内訳>

費目		事業に要した 費用 (税抜)	左記のうち補助 対象経費 (税抜)	備考
大分類	内訳			
設計費(a)		円	円	
設備費(b)		円	円	
工事費(c)		円	円	
調整費(d)		円	円	
合計 (A=a+b+c+d)		円	円	
消費税及び地方消費税(B)		円		A×10%、1円未満切捨て
総計 (A+B)		円		
補助金交付申請額			円	

※金額は、全て税抜きで記入してください。

※費目の内訳がある場合は、内訳の内容が分かる資料を別途を添付してください。

※「出精値引き」「端数値引き」など、内訳が明確ではない値引きについては、
すべて対象経費から差し引くこと。

※補助金交付申請額は、補助対象経費(税抜)合計の1/3以内の額(1,000円未満切捨て)又は900万円のいずれか低い金額となります。

(2) 収入の部

区分	決算額 (税抜)	備考
自己資金	円	
借入金	円	
県補助金	円	補助金交付申請額
その他	円	
合計(②)	円	①と一致

第 12 号様式 (第 17 条関係)

神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付決定通知 (年 月 日付け 第 号) に
より交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈川県スマートファクト
リー促進補助金実績報告書に基づき、交付額を次のとおり確定したので、神奈川県スマートファ
クトリー促進補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により通知します。

補助金額 (確定額) 円

神奈川県スマートファクトリー促進補助金導入効果報告書

年 月 日

神奈川県知事 様

報告者

住所

会社名

代表者 職・氏名

年度に神奈川県スマートファクトリー促進補助金の交付を受けて実施した事業について、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱第18条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業概要

※補助対象工場等が複数ある場合は、このシートをコピーしてください。

補助対象工場等	名称			
	所在地			
事業完了年月日		年	月	
EMS稼働年月		年	月	

2 導入効果

	導入前(A)	導入後(B)	削減量(C=A-B)
原油換算エネルギー使用量	kL/年	kL/年	kL/年
エネルギー起源CO ₂ 排出量	tCO ₂ /年	tCO ₂ /年	tCO ₂ /年

※「導入前」の数値は、事業計画書に記載された補助対象工場等の「前年度の原油換算エネルギー使用量/エネルギー起源CO₂排出量」（県内全体の数値ではありません）を転記してください。

※「導入後」の数値は、補助事業完了日の属する県の会計年度の翌年度から3年間、各会計年度分の補助対象工場等におけるエネルギー使用量を原油換算エネルギー使用量等簡易計算表（別紙）に入力した結果が自動反映されます。

<削減量がマイナス（排出量が増加）となった理由>（該当するものを選択。複数選択可。）

<input checked="" type="checkbox"/>	内容
<input type="checkbox"/>	活動量（生産数量、稼働時間等）が設備導入前に比べて増加したため
<input type="checkbox"/>	稼働設備、生産ライン等の増設があったため
<input type="checkbox"/>	生産品目、作業工程等の変更があったため
<input type="checkbox"/>	設備の不具合等による稼働効率の低下があったため
<input type="checkbox"/>	組織再編等による管理対象設備の増加があったため
<input type="checkbox"/>	その他（内容を記載）

（次頁に続く）

3 運用対策の実施状況

交付申請時に事業計画書（7 運用対策による改善）に記載した場合は、その内容を転記し、実施したものに欄にチェックを入れてください。

	No.	改善内容
<input type="checkbox"/>	1	
<input type="checkbox"/>	2	
<input type="checkbox"/>	3	
<input type="checkbox"/>	4	
<input type="checkbox"/>	5	
<input type="checkbox"/>	6	
<input type="checkbox"/>	7	
<input type="checkbox"/>	8	
<input type="checkbox"/>	9	
<input type="checkbox"/>	10	

神奈川県スマートファクトリー促進補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者 住 所
会社名
代表者 職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県スマートファクトリー促進補助金に係る補助事業により取得した財産について、次の理由により処分等を行うため、承認を受けたく申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の方法（次のいずれかに○を付けてください。）

目的外使用、 譲渡、 交換、 貸付け、 担保
 取壊し、 廃棄

3 処分等の内容

4 処分等の理由

〔	責任者氏名	連絡先	〕
	担当者氏名	連絡先	

神奈川県スマートファクトリー促進補助金財産処分等承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱第 19 条第 4 項の規定により通知します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の方法

3 処分等の内容

4 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに処分等の完了を証する書類及びその他知事が認める書類を提出すること。
- (2) 補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けた場合は、これを県に納付すること。

注：承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

第 16 号様式（第 19 条関係）

神奈川県スマートファクトリー促進補助金財産処分等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認しないこととしたので、神奈川県スマートファクトリー促進補助金交付要綱第 19 条第 4 項の規定により通知します。

（承認しない理由）